

西条市建築物における木材の利用の促進に関する方針（概要）

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成２２年法律第３６号。以下「法」という。）第１２条第１項の規定に基づき、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和３年１０月１日木材利用促進本部決定。以下「国基本方針」という。）及び愛媛県の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針（平成２３年３月２５日付け２２林第９１６号。以下「県方針」という。）に即して、西条市の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「市方針」という。）を定めるものである。

第１ 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

１ 建築物における木材の利用の促進の意義

- 建築用木材の需要を拡大することは、林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも資する。
- 木材の利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、快適な生活空間の形成、地域の経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

２ 建築物における木材の利用の促進の基本的方向

- 市は、整備する公共建築物における木材の利用の促進に取り組むほか、民間建築物における木材の利用が促進されるよう取り組む。
- 事業者は、国、県又は市が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力しつつ、建築物における木材の利用の促進に協力するよう努める
- 市民は、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国、県又は市が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努める。

第２ 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

１ 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

- ＣＬＴや木質耐火部材等の普及や木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努める。

２ 住宅における木材の利用の促進

- 住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提供や建築の担い手の育成等に努める。

３ 建築物木材利用促進協定制度の活用

○建築物木材利用促進協定制度について、建築物における木材利用の取組が進展するよう、同制度の積極的な周知に努める。

○建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、締結の応否に係る判断を行い、取組内容について情報発信するものとするほか、その他、必要な措置を講ずるよう努める。

4 公共建築物における木材の利用の促進

○公共建築物において、率先してC L Tや木質耐火部材等を含む木材の利用に努める。

○コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、率先して木造化及び内装等の木質化を促進する。

5 規制の在り方の検討等

○安全性を確認した上で、中大規模建築物等における木材の利用を促進するため、建築基準の更なる合理化等に取り組む。

6 木材の利用の促進の啓発と市民運動

○先導的な木造建築物の事例の紹介等により、木材の利用の効果について積極的に市民への普及啓発を行う。

第3 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標

○積極的に木造化を推進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則としてすべて木造化を図る。

○内装等の木質化を推進する。

○C L Tや木質耐火部材等の活用、部材単位の木造化等の技術の活用を検討し、利用促進を図る。

第4 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

1 木材の供給に携わる者の責務

○木材の利用の促進を図るためには、建築用木材が、適切かつ安定的に供給される必要があることから、木材の供給に携わる者が連携して、合法伐採木材等の供給体制の整備等に取り組む。

第5 その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

1 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標に関する事項

○市が整備する公共建築物等において、地域産材の利用促進に努めるものとする。ただし、木材の調達においては、市内の森林から産出された木材の利用を優先する。

2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

○公共建築物の整備において木材を利用するに当たってはその計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討する。

3 公共建築物における木材の利用の促進のための体制及び利用状況の公表に関する事項等

○公共建築物の木材の利用の促進に向けた関係部局間の連絡、調整等を円滑に行う。

○この市方針に基づき、市が整備する公共建築物における木材の利用の実施状況を、毎年取りまとめ公表するものとする。

○公共建築物における木材の利用状況や情勢の変化に鑑み、必要が生じた場合は、市方針を変更することとする。